**非通年体制医療機関に関するＱ＆Ａ**

**令和３年６月２４日作成**

**令和４年11月７日更新**

**【要件】**

**１日単位で特定の曜日等の２４時間体制で救急患者の受入れができること**

|  |
| --- |
| Ｑ１　２４時間は何時から何時までを指すのか |

　原則として、各医療機関の診療開始時刻から翌日診療開始時刻までです。

　休診日についても同様に原則として、診療開始時刻から翌日診療開始時刻までです。

|  |
| --- |
| Ｑ２　「特定の曜日等」としているが、協力日を特定しなければないのか。その場合、曜日での特定が想定されるが、他にどのような特定方法が想定されるか。 |

　協力日は特定してください。

　特定の方法は、「毎月曜日」「第２・第３火曜日」など曜日による特定のほか、「毎月５日、１５日、２５日」、「毎月第２週」、「偶数月」「年末年始」「ゴールデンウィーク」など日・週・月・特定の期間での特定が考えられます。

|  |
| --- |
| Ｑ３　協力日数の最低限はどの程度なのか。 |

　明確な定めはありませんが、概ね週１回程度の協力をお願いします。

**【要件】**

**救急患者受入協力日において、救急担当医師が常時確保されていること**

|  |
| --- |
| Ｑ４　救急当直医が常時確保されているとは、どのような状態をいうのか。 |

　救急当直医が常時確保されているとは、医師が病院又は診療所において常時待機の状態にあることを原則としますが、搬入された傷病者の診療を速やかに行いうるよう、施設構内又は近接した自宅等において待機の状態にあることも含まれます。

**【要件】**

**救急患者受入実績において、次の①又は②を満たすこと。**

**①　消防機関からの休日・時間外の救急搬送受入件数が直近３ヵ月で**

**８件以上**

**②　消防機関からの全時間帯の救急搬送受入件数が直近３ヵ月で**

**１５件以上**

|  |
| --- |
| Ｑ５　救急搬送受入件数に転院事案を含めてよいのか。 |

　転院及び転送の患者搬送事案については、以下のとおり受入実績としてカウントしてください。

　例１：α救急隊→A病院→β救急隊→B病院　 （A,B両病院にカウント）

　例２：α救急隊→A病院→α救急隊（病院前待機）→B病院

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（B病院にカウント）

　例３：α救急隊→A病院→α’救急隊（再出動）→B病院

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（A,B両病院にカウント）

|  |
| --- |
| Ｑ６　直近３か月とは、いつからいつまで３か月なのか。 |

　申請月を含まない前４か月間のうちの連続する３か月の実績をカウントしてください。



|  |
| --- |
| Ｑ７　休日・時間外は具体的にいつからいつまでなのか。 |

　休日は、土日祝日の０時から２４時までの終日（暦日）です。

　時間外は、平日１７ 時～翌９時です。

**【その他】**

|  |
| --- |
| Ｑ８　現在、既に救急医療機関の認定を受けているが、非通年体制の救急医療機関に移行したい。どのような手続きをすればいいのか。 |

　新規申出の扱いとなりますので、非通年体制の医療機関として管轄の保健所へ新規申出書を提出してください。併せて、撤回届の提出もお願いします。